

医危第 2077 号
令和 3 年 9 月 24 日

各保健所設置市感染症主管課長 殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室
感染症対策担当課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る発生届について（通知）

本県の健康医療行政の推進については、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）では、新型コロナウイルス感染症の患者を診断した医師は、既に同項の届出がなされている場合や、入院を要しない疑似症患者である場合を除き、直ちに所管保健所に対して発生届を提出するか（第 12 条第 1 項）、HER-SYS に所定の事項を入力することが義務付けられており（同条第 5 項）、かつ、発生届の提出又は HER-SYS 入力の後、県、又は保健所設置市による健康観察や療養支援等が行われる仕組みが採られています。

しかし、このたび、当該感染症の患者を診断した医師から発生届が提出されず、県等による健康観察等が行われないまま療養期間が終了し、後日本人からの申し出により罹患の事実が判明するという事案が発生しました。幸い、本件事案においては患者の症状悪化がなく治癒したところですが、仮に症状の悪化等があった場合には、より深刻な事態を招いた可能性もあると考えられます。

については、お忙しいところ恐縮ですが、貴管轄内の帰国者・接触者外来、地域外来・検査センター、検査協力医療機関及び患者入院協力医療機関に、あらためて感染症法第 12 条の趣旨を周知いただくとともに、再発防止に向けて注意を喚起してくださるようお願いいたします。

なお、本件については、県医師会及び病院協会にも通知済みです。

（ 問合せ先
感染症対策グループ 小野、村岡
電話 045-210-4791 ）